

## 地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

令和5年6月 日  
(名称) 葛城市地域公共交通活性化協議会  
(代表者名) 会長 阿古 和彦

**1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性**

葛城市の公共交通は、主に通勤・通学など都市間の輸送を担う鉄道（近鉄、JR）、主に通院、買い物、通勤・通学の移動手段である路線バスとタクシー、そして、市内の公共施設間の移動手段であるコミュニティバスにより、概ね市内全域に公共交通のサービスが提供されている。

しかし、近年、公共交通の利用者は減少傾向にあり、鉄道駅の無人化、鉄道・路線バスの減便など地域公共交通を取り巻く環境は、厳しさを増しているところである。

一方で、全国の市町村と同様に、本市においても少子高齢化が進展しており、将来的には約3割の方が高齢者になることが予測され、また、市内では勾配のある地形により、日常生活する上で徒歩による外出が負担となっている地域や公共交通の利用が不便な地域も存在する。

以上のことから、本市では、地域公共交通の問題等を解決するため、市の公共交通の現状や住民ニーズを把握して、本市に適した生活交通ネットワークの確保が重要であると考えている。

本計画の対象路線である環状線ルートは、公共施設（庁舎、福祉施設等）、鉄道駅、医療機関、商業施設を結ぶ路線であり、地域の生活交通の確保を目的にしており、地域公共交通確保維持事業はその実現に必要不可欠な事業である。

なお、当該路線は平成28年2月15日よりコミュニティバスの運行を開始し、平成28年11月には完成した「道の駅かつらぎ」に乗り入れを実施している。さらに、令和2年9月には、大和高田市と協議を行い、大和高田市立病院のロータリーを整備し、国道に設置していた同病院への停留所を病院のロータリー内へと移設し、安全性の確保と運行の効率化を実現している。

また、当該路線については、令和4年3月に策定した葛城市地域公共交通計画において、維持確保に努める路線として記載している。

**2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果****(1) 事業の目標**

環状線ルート及びミニバスルート（A・B・Dルート）における1日当たりの平均利用者数は、再編を実施した令和元年度の10月から3月までの6ヶ月においては、119.5人/日であった。

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度には81.6人/日まで大きく減少していたが、社会活動などがコロナ禍以前に戻っていることから、利用者についても戻っており、令和4年度には、119.1人/日となり、コロナ禍以前と同水準となっている。

なお、内訳としては、環状線ルートが92.0人/日、ミニバスルート（A・B・Dルート）が27.1人/日となっている。

令和6年度は、さらなる利用者増加を目指すとともに、コロナ禍以前において利用者が増加傾向であったことから、環状線ルートにおける目標を100.0人/日とする。

<b>(2) 事業の効果</b>	
<p>地域公共交通確保維持事業の実施により、次のような効果が期待できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共施設、鉄道駅等へのアクセス向上等、住民の生活の質の向上</li> <li>・ 安全で効率的な公共交通サービスの提供</li> <li>・ コミュニティバス、路線バス等の利用者数の増加</li> </ul>	
<b>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</b>	
<p>葛城市は、交通事情（渋滞、交通事故、道路の緊急工事等）によりバスの遅延が発生した場合において、利用者にその遅延状況を知らせ、利便性を高めるため、「バス現在地情報システム（バスロケーションシステム）」を平成28年度から導入している。</p> <p>また、平成29年度8月より、インターネットでバスの時刻表が検索できるよう経路検索サイトへの対応を進めてきたが、さらに利用者の利便性を高めるため、Google Map への対応を進めていく。</p>	
<b>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。	
<b>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者</b>	
葛城市から運行事業者へ委託する委託料については、運行経費から国庫補助金額を差し引いた差額を負担することとしている。	
<b>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>	
奈良交通株式会社	
<b>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法</b> <b>【活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】</b>	
該当なし	
<b>8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	
<b>9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	
<b>10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項</b> <b>【地域間幹線系統のみ】</b>	
該当なし	
<b>11. 外客来訪促進計画との整合性</b> <b>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</b>	
該当なし	

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <b>【地域内フィーダー系統のみ】</b>
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <b>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <b>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <b>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</b>
該当なし

20. 協議会の開催状況と主な議論		
・ 令和3年	6月15日	地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
・ 令和3年	8月20日	地域公共交通計画策定に向けたアンケート調査の実施について協議
・ 令和3年	12月3日	地域公共交通計画（素案）について協議
・ 令和4年	2月7日	地域公共交通計画（案）について協議
・ 令和4年	3月23日	地域公共交通計画（案）について協議 令和4年度のスケジュール（案）について協議 令和4年度の予算（案）について協議 葛城市公共交通の無償化について協議
・ 令和4年	6月10日	地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
・ 令和4年	8月29日	実証運行計画の策定について協議
・ 令和5年	3月17日	令和5年度のスケジュール（案）について協議 令和4年度の予算（案）について協議 葛城市公共交通の無償化について協議
・ 令和5年	6月20日	地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について協議
21. 利用者等の意見の反映状況		
<p>葛城市地域公共交通活性化協議会の委員として、区長会、商工会、寿連合会、民生委員、市議会より参加いただき、協議に加わっていただいていることから、公共交通利用者（市民）の意見が一定反映されていると認識している。</p> <p>なお、本協議会の会議は公開を原則としており、会議資料や会議録は市ホームページにて公開している。</p> <p>また、葛城市地域公共交通計画の策定にあたり、市民を対象とした住民アンケート、コミュニティバス等の利用者を対象として利用者アンケート、パブリックコメントなどを実施している。</p>		
22. 協議会メンバーの構成員		
(別添 別表のとおり)		

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 奈良県葛城市柿本166番地

(所 属) 葛城市 企画部 企画政策課

(氏 名) 西川 睦啓

(電 話) 0745-44-5016 (ダイヤルイン)

(e-mail) kikaku@city.katsuragi.lg.jp

別表（第4条関係）

葛城市地域公共交通活性化協議会委員

区分		委員
法第6条第2項第1号の委員	地域公共交通計画作成市	葛城市長
法第6条第2項第2号の委員	公共交通事業者等	奈良交通株式会社 自動車事業本部 乗合事業部長
		近畿日本鉄道株式会社 橿原神宮前駅 駅長
		西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社 地域共生室長
		公益社団法人奈良県バス協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 専務理事
		一般社団法人 奈良県タクシー協会 葛城支部会 代表
	道路管理者	奈良国道事務所 副所長
		奈良県高田土木事務所 所長
		葛城市都市整備部 部長
法第6条第2項第3号の委員	公安委員会	奈良県高田警察署 交通課長
市民又は地域公共交通の利用者	葛城市区長会 会長 副会長	
	葛城市商工会 主任経営指導員	
	葛城市寿連合会 会長	
	葛城市民生児童委員連合会 会長	
	葛城市議会 議長 総務建設常任委員会 委員長	
葛城市が必要と認める者	近畿運輸局 奈良運輸支局長	
	奈良県県土マネジメント部 リニア推進・地域交通対策課長	
	奈良県交通運輸産業労働組合協議会 事務局長	
	葛城市保健福祉部 部長	
	葛城市社会福祉協議会 局長	